

# 建設水道常任委員会

令和4年3月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎奥村 容子	○齋藤 文夫	中川 靖広
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄
建 設 農 林 課 長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田 中 弘 二
都 市 創 生 課 長	本 庄 徳 光	同 課 長 補 佐	柳 井 孝 一 朗
上 下 水 道 課 長	猪 川 恭 弘	同 課 長 補 佐	上 田 和 弘

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐 谷 容 子	監 査 委 員 室 課 長 補 佐	角 井 幸 司
-------------	---------	-------------------	---------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、中川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、齋藤委員、中川委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

初めに、1. 議案第16号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川上下水道課長。

上下水道 議案第16号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少  
課長 及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてご説明いたします。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道 それでは、議案書の末尾にございます要旨に基づきまして、ご説明申しあげ  
課長 ます。奈良広域水質検査センター組合を構成しています川西町、三宅町及び田原本町が、水道事業を統合し磯城郡水道企業団を設置され、令和4年4月1日から事業を開始されるのに伴いまして、水道水質検査につきましても、同年4

月1日から同組合を構成します市町村と共同して実施されますので、水質検査センター組合の構成団体が減少することと、それに伴いまして、同組合の規約を変更することにつきまして、組合員の各議会におきまして、議会の議決を求めるものであります。なお、規約の施行につきましては、令和4年4月1日からとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第16号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。  
木澤委員。

木澤委員 構成が変わるということなんで、問題はないかと思うんですけども、新旧対照表を見せていただくと、負担割合の率は変わっていないんですけども、今まで3町で負担してはったのが1つになって負担するということになりましたけれども、額は変わらないのでしょうか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 組合のほうから聞いておりますのは、額等は変わらないという形で聞いております。

木澤委員 磯城郡3町さん、なんでこのタイミングで、こういう企業団を設立したのかは聞いていますか。

上下水道課長 以前から、この3町での企業団が合同してこういう事業していくというのは計画をされていたようで、どことも抱えております老朽化の進展によって、やっといこうというようなことで始まったと聞いております。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、当委員会として、満場一致ですべきものと決しました。

次に、(2) 議案第17号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを、議題とします。

理事者の説明を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、議案第17号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

都市創生  
課長

続きまして、議案書の2枚目をお願いします。

本議案につきましては、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

斑鳩町文化振興センターの指定管理者の選定に当たりましては、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を選定いたしました。

選定した理由といたしましては、平成18年度から16年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、施設詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解していること、文化振興を図る自主文化事業を展開しつつ、施設管理とあわせた一体的な運営が期待できることから、候補者として選定したところでございます。なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とさせていただきます。

続きまして、公益財団法人斑鳩町文化振興財団による指定管理料等の実績と今後3年間の計画につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、本日お配りをしております資料1 斑鳩町文化振興センター指定管理料等の推移をお願いいたします。本資料は、斑鳩町文化振興センターにかかります指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、平成30年度から令和2年度までの決算額と、令和3年度から令和6年度までの予算額を取りまとめた資料となっております。今回お願いしております指定管理者として指定する令和4年度から令和6年度までの期間を見ますと、指定管理料は、備考のところでございますが、3年間で総額3億390万円となっております。また、その間のホールの各施設等の使用料である利用料金収入は3年間で総額6,400万円を見積もっているところでございます。一方、支出におきましては、財団職員に係る総人件費のうち約74%を配賦している人件費について、定期昇給による増を見込んでおります。また、光熱水費は、今後の施設利用の増加を見込み、使用量の増を見込んでおります。

以上、議案第17号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきましてのご説明とさせていただきます。

何卒、あたたかいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 推移の資料を見せていただきまして、令和4年度から収入が増えていく見通しだということですが、これはどういった理由によるものでしょうか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 こちら決算額を見ていただきますと、令和元年度ですが、約2,194万8千円ということで、概ね2,200万円となっております。このようなところからコロナの収束を見込むなかで、令和5年度6年度については、2,200万円というところで見込ませていただいているところでございます。

木澤委員 コロナがあけてくるだろうという見通しだということですが、この間、財団のほうで事業のとりくみについて、いろいろと見直しもして欲しいというところをお願いをされていて、この3年間でですね、検討をさせていただけるというふうに思っていてよろしいですか。

都市創生課長 このコロナ禍におきまして、各文化施設等々、オンラインでの事業の配信等々もされているというところも、財団のほうも確認はされておられまして、そういったことの採り入れといいますか、環境整備も含めて、来年度からとりくんでいきたいというふうには確認させていただいております。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第18号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、議案第18号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきまして、ご説明を申し上げます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

都市創生  
課長

続きまして、議案書2枚目をお願いします。本議案は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定につきまして、引き続き一般社団法人斑鳩町観光協会を、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の選定にあたりましては、現在の指定管理者である一般社団法人・斑鳩町観光協会を選定いたしました。選定理由につきましては、平成18年度から16年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、両施設の詳細及び業務内容を熟知しており、施設の重要性や設置目的についてよく理解し、観光案内や交通案内サービスなど、親切かつ効率的な管理運営をされております。さらに、観光ボランティア団体の支援など、観光振興を図る自主事業を展開しており、それらの事業と施設管理を合わせた一体的で効果的な運営が期待できることから、候補者として選定したところでございます。なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とさせていただきます。

続きまして、一般社団法人斑鳩町観光協会による指定管理料等の実績と今後3年間の計画につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料2をお願いいたします。本資料は、斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動

車駐車場に係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、令和2年度までの決算額と、令和3年度から令和6年度までの予算額を取りまとめた資料であります。まず収入についてでございますが、今回お願いしている指定管理者として指定する令和4年度から令和6年度までの期間を見ますと、指定管理料収入は、一番右の備考欄でございますが、3年間で6,320万円となっております。また、その下、利用料収入としては、3年間の多目的ホールの利用料金収入である30万円となっております。続きまして、支出でございます。人件費といたしまして、令和4年度1,275万7千円、令和5年度1,370万6千円、令和6年度は1,487万5千円としており、3年間の総額として4,133万8,000円となっております。

以上、議案第18号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました

次に、(4) 認定第1号 町道認定についてを議題といたします。



理事者の説明を求めます。手塚建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、認定第1号 町道認定についてご説明を申し上げます。  
最初に議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

建設農林  
課長

本議案につきましては、都市計画法第29条の開発道路6路線と建築基準法第42条の位置指定道路3路線の合計9路線につきまして、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、本日お配りしております資料3をごらんください。1ページ目が認定する9路線でございます。2ページ目が各路線の位置図、3ページ以降が、各路線の詳細図を添付しております。

まず、資料の3ページ目右上に記載しております整理番号1の町道199号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田北2丁目2650番1先を起点とし、同所2613番5先を終点とする延長104.6メートル、最大幅員11.5メートル、最小幅員6.4メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号2の町道293号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺2丁目659番3先を起点とし、同所684番2先を終点とする延長39.5メートル、最大幅員が8.0メートル、最小幅員が4.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号3の町道4084号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田南2丁目234番7先を起点とし、同所234番3先を終点とする延長37.5メートル、最大幅員が8.0メートル、最小幅員が6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号4の町道4085号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田南4丁目453番12先を起点とし、同所453番14先を終点とする延長34メートル、最大幅員が7.1メートル、最小幅員が4.0メートルの位置指定

道路でございます。

次に、整理番号5、町道4086号線でございます。本路線は、斑鳩町興留6丁目339番16先を起点とし、同所325番6先を終点とする延長82.3メートル、最大幅員は6メートル、最小幅員は6メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号6の町道589号線でございます。斑鳩町稲葉西1丁目1070番7先を起点とし、龍田西7丁目1069番6先を終点とする、延長125.6メートル、最大幅員は11.6メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号7の町道590号線でございます。斑鳩町稲葉西1丁目1006番6先を起点とし、龍田西7丁目1069番11先を終点とする、延長66.5メートル、最大幅員は8メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号8の町道591号線でございます。斑鳩町稲葉西1丁目1008番9先を起点とし、同所1008番11先を終点とする延長42.5メートル、最大幅員は8.2メートル、最小幅員は4メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号9の町道592号線でございます。斑鳩町神南5丁目331番26先を起点とし、同所331番17先を終点とする延長31メートル、最大幅員13.1メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

以上 認定第 1号 町道認定の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました

次に、(5)議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、ご説明をさせていただきます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

都市創生  
課長

本件につきましては、随時、本委員会でも報告させていただいておりましたとおり、今年度の賃貸料の取扱い等について、株式会社呉竹荘との協議を重ねてまいりました。そのような中、前回の本委員会で報告させていただきました、去る令和4年2月10日には、株式会社呉竹荘より、令和3年度から令和5年度の3年間の借地料の減免に関する上申書が提出され、町といたしましては、賃貸料の免除期間を、今年度、令和3年度と来年度、令和4年度の2年間として、また、開業時期の覚書への明記、駐車場の収支差額の取扱い等を含め、引き続き協議を行ってきたところでございます。

つきましては、今回、賃貸料を含めた本事業に関する取扱いについて、また、その内容について覚書を締結することについて、株式会社呉竹荘との協議が整いましたことから、当該覚書の締結に必要な議案について上程をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元にお配りしている資料4

覚書（案）をご覧くださいませでしょうか。本覚書は、新型コロナウイルス感染症による、株式会社呉竹荘の事業活動への影響を鑑み、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の継続及び支援のため、事業用定期借地権設定契約の継続を前提として、その取扱いを定めるもので、今回、本覚書を締結することで、双方、協議が整ったところでございます。

なお、本覚書は、原契約の特約として位置付けし、基本的な取扱いは原契約が適用されるものとしております。はじめに、第1条、賃貸料でございます。令和3年度及び令和4年度の2年間の賃貸料を免除し、0円としております。次に、第2条、開業の時期でございます。乙、株式会社呉竹荘は、令和5年度中に工事を再開し、令和6年12月末までに（仮称）法隆寺パークホテルを開業する旨、覚書に明記してまいります。次に、第3条の駐車場事業の収支差額でございます。昨年度（令和2年度）と同様に、現在、株式会社呉竹荘が運営しております路外駐車場事業の収支差額相当額について、令和3年度分及び令和4年度分を町に納付することとしております。

以上が、覚書案の内容であり、本議案について議決を賜りました後、すみやかに手続きをすすめてまいりたいと考えております。町といたしましては、今後も事業の進捗状況等について、しっかりと確認をしながら、本事業のパートナーとして呉竹荘とともに、引き続き本事業の早期実現に向け、とりくんでまいりたいと考えておりますので、議員皆さま方には、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除についてのご説明とさせていただきます。

何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員

この件につきましては、これまでもいろいろと議論をしてきましたけれども、改めてこうして議案として出てきた中で、これまで聞いてきた内容と被る

かもしれませんけれども、改めて確認をさせていただきたいと思います。この件ですね、呉竹荘のほうと交渉するなかで、いろいろ議員からも免除ではなく、延滞貸与という形で、のちのち償還してもらってはどうかと、という案がありますとか、全額免除ではなくて半額にするべきだとか、いろいろ意見があったと思いますが、それらについては交渉のなかで、呉竹荘のほうに対して提案はしていただいたのか、その返事はどうだったのか、その点についてお聞かせいただけますか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 これまでからご報告をさせていただいております、まず賃貸料に関しましては、昨年度と同じことは繰り返さないというなかで、猶予という形で交渉をさせていただいております。あわせまして、昨年度から言われております開業の約束、このあたりを取り付けていきたい、というようなところもあわせて、協議、交渉をしてきたところでございまして、最終的に開業の約束をこういった形で、書面で、なおかつ原契約の特約、いわゆるコロナ禍での特別な取り扱いとして、この覚書を交わすにあたっての協議のなかで、向こうからの申し出、当初は3年間というところではございましたけれども、議員さんからの意見等も踏まえるなかで、2年間ということで改めて協議をさせていただいて、今回このような形で2年間の免除、また5年度中の工事再開、6年12月までの開業、あるいは駐車場収入、収支差額の納付という形で、今回協議が整ったというところでございます。

木澤委員 町からは提案はしていただいたということですね。

都市創生課長 はい。その通りでございます。

木澤委員 最終的にこういう形になったということは、2月10日に上申書を出されておりますけれども、猶予とか全額免除以外では呉竹荘としては対応できないという返事であったということでしょうか。

都市創生 その通りでございます。

課

木澤委員 もう1点、覚書について、今、課長のほうでもおっしゃっていただきましたように、令和5年度中に工事再開と、令和6年中にオープンするというこのことについては、こうして文言で確認できましたが、これまで我々が申しあげてきた担保をとるという形で、呉竹荘のほうと協議をして欲しいと。その担保というのは、この約束が履行されなかった場合に発生するペナルティについても、きちんとこの覚書として文書で確認するべきだと申しあげてきましたが、それを町として呉竹荘に対して、そういう提案をしていただいたのか、呉竹荘からはどういう返事であったのか。その点についても確認させてください。

都市創生 開業しなかった場合の担保という形での協議は、させていただいております。

課長

す。ただ、ここの覚書に改めてその場合の違約金という形での明記というのは協議が整わなかったところでございます。ただ、町といたしましても、原契約があるなかで、なおかつこのコロナ禍の状況でございますので、原契約の規定、ベースになっております原契約をどういった形で、コロナ禍のなかで取り扱いを定めていくかというようなところで、今回、基本は原契約、この覚書通りにならなかった場合には、原契約でいうところの違約金の関係等々の取り扱いにつきましても、法的な取り扱い、顧問弁護士とも相談をさせていただきながら、こういった形で整理をさせていただいたところでございます。

木澤委員 もう少し、明確に答えて欲しいんですけれども、町としてはペナルティについても、覚書に掲載するという事は提案はされたんでしょうか。

都市創生 その提案はしております。

課長

木澤委員 最終的にこういう形で、今度は2年間の免除というふうに議案として出されていますけれども、町としてこの免除することで、行く行く呉竹荘がオープン、まだされるかどうかわかりませんが、オープンに漕ぎ着けるほうが

町にとってプラスになるという判断なんではないでしょうか。そういう判断をされているから出しているんじゃないでしょうか。その考え方についてお聞かせいただけますか。

都市創生  
課長

これまでからさまざまなご意見をいただいております。まず、繰り返しになりますけれども、賃貸料の免除の関係につきましては、まずは単年、1年間ということなのであれば、第2条でいうところの開業の時期、この明記については呉竹荘としては明記することはできないというようなところで、交渉が整はなかったというところが、まずございます。そういった中で、この当該、本事業につきまして達成をするというところで、こういった形で議案をださせていただいているんですけれども、繰り返しになりますけれども、将来的な令和49年度までの賃貸料総額、あるいは固定資産税、あるいは開業に伴います経済的な波及効果等々も踏まえる中で、このたび、このコロナ禍というのもございますので、長期的な視点から見ると、こちらのほうを選択させていただいた、免除をしてでもまずはホテルの開業に漕ぎ着けたい、といったところで議案であげさせていただいたところでございます。

委員長

上田都市建設部長

都市建設  
部長

補足をさせていただきますと、町とパートナーとなる呉竹荘におきましては、あくまでもこのコロナ禍のなかで建築、開業にむけて前向きな議論をさせていただく中で、さきほど課長も申しましたように、担保、できなかった時の話につきましては、当然契約で決まっておりますので、その契約の履行のなかで正されていくということでございますけれども、勉強会、懇談会でお話しさせていただきましたように、コロナ禍での「不可効力」という文言がありますので、今現在、そうした後ろ向きではなく、前向きな話をさせていただいておりますけれども、そういうことの事象については、不可抗力の文言のなかで、今それを適用して判断することは町といたしましても適切ではないというふう判断したところでございます。

木澤委員　もう1点、去年も年間の賃貸料を免除するというので、議案を出されて私は反対をさせていただいたんですけれども、そのなかで、なんでこの呉竹荘だけ特別扱いするのかということをお願いしてきたんですけれども、例えば、町内にはほかにも観光業に携わる事業者さんはいっぱいありますけれども、そういった方々の税金を免除するとか、そういったことを町としては考えておられるのでしょうか。

都市建設部長　この呉竹荘の減免につきましては、あくまでも斑鳩町マルシェ・宿泊業施設誘致事業の中で、共に斑鳩町の観光施策を発展させていこうと趣旨の事業にそって、減免もしくは控除するものでございまして、一般的な商工業の皆様につきましては、他の施策でそういった控除等、もしくは事業者支援をさせていただいておりますので、ちょっと同一の検討のなかでの、控除もしくは減免という話ではないというふうに思っております。

委員長　よろしいでしょうか。  
嶋田委員。

嶋田委員　この覚書の3条、名目はなんですか。寄付ですか。

委員長　本庄都市創生課長。

都市創生課長　こちらのほうは、次の議案でもあげさせていただいておりますけれども、雑入という形で受け取りをするという形で、昨年と同様の形で今考えておるところでございまして。

嶋田委員　雑入って、寄付をもらって雑入に入れるのか、何です、召し上げるんですか。免除するから、あんたら儲けた分、召し上げるという形ですか。ほかの企業が儲けた。これ、名目なんですか。

委員長　上田都市建設部長。



都市建設  
部長 予算の項目の話ではなくて、駐車場の収支につきましては、去年と同様に、  
召し上げるというよりも、呉竹荘のほうが、たとえ駐車場の収支にかかわるもの  
については、「代わる」という言い方はされておられませんけれども、収支は  
町に納付するという申し出がありましたので、その申し出にそって覚書を締結  
したところでございます。

嶋田委員 そしたら、寄付と考えていいわけですね。

都市建設  
部長 取り扱いの寄付というのが、この公に寄付として取り扱っていいのかという  
のは財政とも話をしないとわかりませんが、補正のなかでは受入金とし  
て扱っていくということでございます。

嶋田委員 どうもわからんの。副町長なんかありますか。

委員長 乾副町長。

副町長 収支差額をいただくという向こうの申し出をうけることについて、実際の予  
算上の名目というのが、名目がございませぬので、一応「雑入」といった形で  
受け入れをさせていただくとになるかと思えます。あくまで、収支差額といた  
だくという形になるかと思えます。

嶋田委員 なんかようわからん、第3条なんですね。僕らの感覚からいくと、なんか召  
し上げるという感じですか。2千万円チャラにしてあげるから、200万だけ  
くださいと。そんな感じにもとられかねないような気がします。

委員長 よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

議案第19号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第19号・斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、反対の立場から意見を申しあげます。

呉竹荘への賃貸料免除については、昨年度も年間の賃貸料を免除する議案が提出され、町民の理解を得られないとして反対をした経緯がありますが、今回は、さらに令和3年度だけでなく令和4年度も含め2年間の賃貸料を免除するという内容になっています。またさらに前回と違って、免除の理由のなかで令和5年度中の工事再開と令和6年12月末という開業の期限が謳われています。これについては町と呉竹荘とで覚書を交わしていますが、しかし、それが履行されなかった場合はどうするのかという内容が書かれていません。この間、私も含め各議員より、令和6年度中に開設するという担保を取ることが、条件として示されてきました。約束が守られなかった場合のペナルティについてもきちんと書面で確認することによって初めて担保がとれるものだと理解していましたが、呉竹荘のほうからは、その内容で覚書は交わせないとの回答であり、これでは町民のみなさんに説明ができません。

次に、では、長期的な視点に立って、このまま賃貸料を免除して令和6年度にホテルがオープンすると仮定し、その後、安定的に賃貸料が町に支払われた場合と、賃貸料を免除せず呉竹荘が撤退し、町営駐車場として町が管理運営する場合の町への収入や経済効果などの比較について、わかりやすい形にして担当課で資料を作成していただき、町民のみなさんにも説明しましたが、町民のみなさんからは、先のことなのでどうなるかわからない。それよりも今、コロナで暮らしも経営も大変なので、きちんと賃貸料をもらって町民のためにコロナ対策をおこなってほしいとのお返事でした。

この間の議論のなかでも申しあげてきましたが、コロナで大変なのは呉竹荘だけではありません。そうしたなかで呉竹荘だけを特別扱いするのは町民の理

解を得られないと考えます。町内には同じように苦しいなかでも観光業を生業とし、町の発展、地域振興に貢献していただいている地元の事業者さんもいらっしゃいます。そうした方々に対し、税金を免除するという対応を行っているのでしょうか。町としてそうした地元業者の方々にこそ支援をし、苦しい時期を乗り越えて事業を続けていただくことが、将来的に町にとってプラスになることではないでしょうか。こうした住民感情も含め、さらに我々が取り扱っているのは公金であるということを考えると、単純に損か得かというだけでは判断できない問題であるということを申しあげておきたいと思えます。

では次に、現実的にどう対応すべきかということを考えますと、この間、ホテルの建設・開業が遅れているのは、呉竹荘に非があるわけではなく、コロナの影響によるものだということは理解できます。また、町民のみなさんから、長い間、観光地なのに宿泊できるところがないのは致命的だ、町内に宿泊できる施設が必要だ、との声が繰り返し寄せられており、町が誘致した事業でもあることから、ホテルの開業に向け、コロナ対策として、町として一定の支援を行うことは必要だと考えます。この間、近隣自治体のホテル誘致事業のとりくみについて勉強会のなかで担当課より情報をいただきました。そのなかで、各自治体とも一定期間、賃貸料を減免されていたことから、当町としても一定の基準・考え方を示して賃貸料について、減免してはどうかと考えます。

これまで申しあげてきたことを総合的にとらえ導き出した結論として、賃貸料の減免については年間賃貸料の半額を限度とします。また、駐車場運営によって得た利益は、当初の契約どおり呉竹荘のものとし、コロナ禍の影響による駐車場利用客の状況を年度ごとに把握し、駐車場運営の利益が年間賃貸料の半額を上回る場合は、年間賃貸料と駐車場運営利益との差額を減免額とします。また、早期のホテル開業を目指しますが、現時点でコロナ禍の収束については見通しが立っておらず、本当に令和6年中にホテルの開業ができるかわからないので、基本的には期限を区切らず、コロナ禍の影響があるうちは、ホテル開業までの間、先ほどの基準に基づいて呉竹荘に対し支援を行います。もし、これが5年10年と続くようであれば、後々、支援の打ち切りについての決断も必要になってくるかと思えますし、そのときには呉竹荘としても経営判断をされるのではないかと考えます。

ただいま申しあげた内容が町民のみなさんにご理解いただけるギリギリのところではないかと考えますので、この議案と後の議案第20号の2議案については、今申しあげた内容を形にした修正動議を最終日の本会議で議員発議で提出させていただこうと考えています。

昨年度に続き、コロナ禍というこれまで経験したことのない状況の下、これが正解だという答えがない中での判断になりますので、いろいろな考え方があろうかと思えます。そんななか、私としては町民のみなさんの声にもとづいて判断をさせていただきました。

最後に、一刻も早く、コロナ禍が収束し、町民のみなさんの生活や生業が安定することを願ひまして、この議案に対する私の反対意見とさせていただきます。長くなりましたが、ご清聴いただきありがとうございました。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。

井上委員。

井上委員

議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本事業につきましては、本町の観光振興のさらなる発展が期待されるとともに、町財政への寄与や地域経済の活性化に大きく貢献されるものであると考えます。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大による、観光業・宿泊業を取り巻く環境は、非常に厳しい状況であり、社会経済活動の回復には、依然、時間を要するものと予想されます。

本議案では、令和3年度、令和4年度の賃貸料を免除されることから、予定していた収入が減少はしますが、令和6年12月末の（仮称）法隆寺パークホテルの開業による、本町のさらなる発展とまちあるき観光の拠点の創出による観光振興に大きく期待でき、これらを、次の世代に引き継ぐことは非常に重要であると考えておりますことから、本議案に賛成するものであります。

最後に、（仮称）法隆寺パークホテルの1日でも早い開業に向け、引き続き努力されることを強く期待するとともに、迅速な事業執行をお願いいたします。私の賛成意見といたします。

委員皆さまのご賛同、よろしく願いいたします。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第18号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第18号) について、ご説明を申し上げます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

都市創生  
課長

本補正予算につきましては、先程の議案第19号の斑鳩町マルシェ・宿泊施設等誘致事業に係る土地賃貸料の免除、及び、呉竹荘から納入される路外駐車場事業の収支差額相当額を受け入れすることに伴い、必要となる予算補正をお願いするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして、補正予算書に沿いまして、ご説明申し上げます。補正予算書の5ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算についてであります。第17款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入の第1節 土地建物貸付収入で、斑鳩町マ

ルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の事業用定期借地権設定契約における令和3年度の賃貸料の免除に伴う土地賃貸料2,075万1千円の減額をお願いするものであります。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入の第6節 雑入で、マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る駐車場事業の収支差額相当額を事業者から受け入れることから、駐車場収入受入金200万円の増額をお願いするものであります。6ページをお願いします。

続いて、歳出予算についてであります。第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源1,875万1千円の充当をお願いするものであります。恐れ入りますが、補正予算書の1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

都市創生 以上、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）についてのご説明とさせていただきます。委員皆さま方には、何卒温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
伴議長。

議 長 さきほどの5ページの諸収入の件で質疑があったんで、私も気になるんで確認しておきたいと思うんですが、去年はこれと同じような感じで、処理という表現がどうかわかりませんが、雑入という形であったと思うんですが、記憶では。その時の金額はなんぼでしたやろ。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生 納入金額でございます。213万3,577円。昨年度の納入金額はその金額になっております。

議長

私のイメージからすると、予算というのはこういうふうな書き方をしないと  
いけないのか、補正予算ですね、わかりませんが。昨年の秋ごろ、少しコ  
ロナが落ち着いた時に結構修学旅行等のバスが停まっていたり、ちょっと戻っ  
てきてくれたな、法隆寺インターから大型バスが並んで入ってきてるなど、い  
うような光景も見ました。一昨年はほとんど見なかったと思います。なのに予  
算額でしたら200という数字になっている。このあたりは、結局、トータル  
ではそんな形になっている、見通しですね、教えてください。

都市創生  
課長

今、議長がおっしゃっていただいておりますように、12月末現在では、対  
前年度、駐車場収入としては、上回っているというのは確認をさせていただい  
ております。その後1月以降、オミクロン株等の関係もございますので、いっ  
たん予算額としては昨年度と同額をあげさせていただいております。今後の  
むこうの収入から必要経費等々を引いた形でその内容を確認をしながら受け入  
れていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それやったら、それについては理解できます。ただ、さきほどの議案で質疑  
があったように、雑入の根拠についてはやはり考えていただかんと、今回、こ  
れ覚書というの、これ契約の付則というような考え方をすれば、そこには支払  
うと書いてますが、昨年あたりの過去のことですけれども、処理としたら寄付  
みたいな形、これは寄付と違いますわ。契約に則ってやっていただかんと、公  
共ですんで。特に見本となるような会計処理といいますか、雑入のもともとの  
根拠、いうのは明確にしておかないというような感じはしますんで、そのあた  
りをお願いしたい。それともう1点、さきほどの議案ともからみますが、これ  
令和4年のやつも入っていると、その時は正直いうて今後の状況、世の中の流  
れからいうと、駐車料金が増える可能性がある。そのあたり、その時は500  
なり、600なりという形でも同じような扱いで、確認ですけど、そういう  
ような形の雑入で入ると考えてよろしいんでしょうか。

委員長

本庄都市創生課長。

都市創生課長 議長がおっしゃったとおりで考えているところでございます。

議長 結構です。

委員長 よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。  
暫時休憩いたします。

( 午前9時21分 休憩 )  
( 午前9時22分 再開 )

委員長 再開いたします。  
議案第20号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。  
初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。  
木澤委員。

木澤委員 それでは議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第18号)について反対の立場から意見を申しあげます。これにつきましては、さきほど反対をしました議案第19号の執行に必要な補正予算となっております。  
反対の趣旨は同様のものなので、今回は割愛をさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。  
井上委員。

井上委員 議案第20号 令和3年度一般会計補正予算(第18号)について賛成する立場から意見を述べさせていただきます。



本議案は議案第19号に伴う補正予算であり、賛成する理由も同様であります。斑鳩町マルシェ・宿泊施設等誘致事業の実現による雇用の創出や、固定資産税など町財政への貢献などについて再確認するなかで、長期的かつ総合的な視点にたつて、呉竹荘を事業のパートナーとして支援していくため、必要な議案であると考えます。

このことから、議案第20号 令和3年度一般会計補正予算（第18号）についても賛成するものであります。

委員皆さまのご賛同、よろしくお願いいたします。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手多数 ）

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました

次に、2. 継続審査を議題といたします。（1）都市基盤整備事業に関する  
ことについて、理事者の報告を求めます。 本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

2. 継続審査（1）都市基盤整備事業に関することについてです。はじめに、いかるがパークウェイの整備についてでございます。

三室・紅葉ヶ丘区間の電線共同溝の工事につきましては、2月17日から再開され、年度末の竣工に向けてすすめられると確認しております。次に五百井・興留区間についてでございます。埋蔵文化財の発掘調査につきましては、来年度は、イツボ川から東に向けて順次すすめていく予定をしております。

次に、興留・幸前区間（8工区）についてであります。今後、沿道全体の自治会の皆さまを対象とした全体説明会に加えまして、ご要望がある自治会の皆さまを対象に、個別に説明会を行ってまいりたいと考えております。

以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 今、課長がおっしゃいましたその説明会というのは、どういう形でやっているかと考えてはるのでしょうか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生 詳細につきましては、今後、奈良国道事務所とも調整をさせていただくというふうに思っております、まずは沿道全線の自治会さんを対象にというふうには考えているところでございます。

木澤委員 その際にはそれぞれの自治会に声をかけて、希望するところには参加してもらおうという形になるのでしょうか。

都市創生 まずは、人数の関係もありますので、沿道の自治会長さんのほうにお声かけをさせていただくことになるのかなというふうに思っております。その後、各自治会で個別に説明をお願いしたいというようなお話がございましたら、その当該自治会への個別の説明というさせていただければなど、このような形で進めていきたいなと思っております。

木澤委員 当たりまえの話で確認なんですけれども、説明会の開催は受けないという自治会があったらどうされるのでしょうか。

都市創生 まずは、お声がけをさせていただいてというところでございます。今後、事業を進めるにあたりましては、丁寧に説明、ご理解をいただくということは当然必要になってこようかなと思いますので、そのあたりは国とも共有させてい

ただきながら、どういった形でご理解を賜っていくのか、というようなところは検討していきたいとこのように思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

ここで、感染防止のため10時25分まで休憩させていただきます。

( 午前10時05分 休憩 )

( 午前10時25分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について、理事者の報告を求めます。理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

都市建設部長 それでは、議案第6号 令和3年度 斑鳩町一般会計補正予算(第17号)の内、当委員会の所管に関することにつきまして、ご説明申しあげます。

最初に、歳入でございます。議案書の9ページをお願いいたします。

第15款 国庫支出金 第2項 国庫補助金 第4目 土木費国庫補助金、第3節 都市計画費補助金で、町内の大規模盛土造成地の現地踏査調査及び第2次スクリーニング計画の策定を奈良県に委託して実施することから、その財源として社会整備総合交付金68万5千円の増額をお願いするものです。次に10ページをお願いします。第16款 県支出金 第2項 県補助金 第3目 農林水産業費県補助金 第1節 農業費補助金で、農地の集積・集約化のため

の所有者意向等の把握を目的としたタブレット端末の購入費用について補助対象となることから、農地集積・集約化対策事業費補助金16万円の増額、第2節 農地費補助金で防災重点ため池の劣化状況調査に要する費用が補助対象となることから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金720万円の増額をお願いするものです。11ページをお願いします。第5目 土木費県補助金では、第1節 都市計画費補助金で、国庫補助金で申しあげました社会資本整備総合交付金と同様の理由により、宅地耐震化推進事業補助金34万2千円の増額をお願いするものです。

続きまして、歳出予算の補正でございます。12ページをお願いいたします。第2款 総務費 第1項 総務管理費 第6目 企画費 第18節 負担金補助及び交付金で、いかるがホール施設の利用人数制限措置により影響を受けた指定管理者に対する設備維持支援金として、470万円の増額をお願いするものです。13ページをお願いします。第5款 農林水産業費 第1目 農業費 第1目 農業委員会費 第17節 備品購入費では、歳入で申しあげました農地の集積・集約化等の現地踏査調査に係りますタブレット端末4台の購入費16万の増額。第4目 土地改良事業費では、歳入で申しあげました防災重点ため池の劣化状況調査に要する費用として、第12節 委託料でため池点検業務委託料720万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別賦課金4万円の増額をお願いするものです。

14ページをお願いします。第6款 商工費 第1項 商工費 第2目 商工業振興費で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上額が減少した事業者を対象とした事業者支援金の申請件数が当初見積もりを下回ることから、第11節 役務費で、通信運搬費4万2千円の減額、第18節 負担金補助及び交付金で、事業者支援金1,500万円の減額をお願いするものです。

第3目 観光費では、第18節 負担金補助及び交付金で、感染症の拡大防止のため、聖徳太子広域ウォークが中止となりましたことから、その開催負担金129万8千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第7款 土木費 第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、第12節委託料で、歳入で申しあげました大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務委託料144万円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、5ページをお願いします。第2表 繰越明許費補正についてでございます。歳出において増額補正を申しあげました事業のうち、国の第一次補正予算に伴う補正につきましては、本年度末までに予算の支出が見込めないことから、それぞれ繰越明許費補正をお願いするものです。

以上で、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）のうち、当委員会所管に関するものについての説明とさせていただきます。

よろしく願い申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 聞き逃したんですけども、14ページの都市計画費の大規模盛土造成地の現地踏査調査及び第2次スクリーニング計画の策定業務、これはどういう内容でしょうか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 こちらにつきましては、大規模な震災がありました時にいわゆる滑動崩落という形で、いわゆる土砂崩れの的なものですが、そういったものにつきまして、平成27年に県が、いわゆる過去と現在の航空写真を比較をするなかで、大規模盛土ということで一定の3千平米以上の盛土につきまして、今現在県のほうでもすでに公表もされておりますところなんですけれども、その危険度につきまして、現地に入ってその危険度でありましたりとか、あるいはその対策の優先度、これに関して市町村事業として調査をしていくというものです。こちらに関しましては県で2026年度から7年度にかけて一体としてやられておりますので、各市町村ばらばらではなく。県に委託という形で今回、協議が整いましたので、なおかつ県の補助金もつくという形で整理ができましたので、県に委託する形で調査をしていきたいというものでございます。

委員長 斎藤委員。

齋藤委員 今の質問で、教えてもらいたいですけれども、何か所くらいあるのか。調査は今年度で終わりなのか。来年度もかかって、最終的にはいつくらいに結果の公表があるのか。そのへんも教えてもらえるでしょうか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 さきほどの繰り返しになりますけれども、あくまで過去で現在の航空写真での比較と、いかたになりますので、その中での3千平方メートル以上の盛土部分ということで、公表されたものでございます。斑鳩町7か所ございまして、西の山、旭ヶ丘、紅葉ヶ丘、神南笠町、神南さくら、緑ヶ丘、錦ヶ丘となっております。ただ、こちらに関してはあくまで盛土がされているというところでございますので、今すぐに危険があるとかというものではない、ということでご承知おきいただければと思います。よろしくお願いたします。

齋藤委員 結果はいつくらいに出るのでしょうか。

都市創生課長 令和4年度につきましては、まず現地踏査ということで、危険後評価、優先度評価ということで、対策、次に2次スクリーニングということで、より詳細な調査をするというメニューが控えております。その2次調査、スクリーニング調査の優先度を来年度に計画として策定していくというものでして、その結果を踏まえて、次の調査に入っていく、令和5年度以降の調査に入っていくかなと考えているところでございます。現地踏査については、調査結果としては来年度中にできあがるというものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）については、

当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

次に、（２）令和４年度斑鳩町創業支援事業補助金交付事業について、理事者の報告を求めます。 本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

各課報告事項、令和４年度斑鳩町創業支援事業補助金交付事業について、ご報告させていただきます。

それでは、本日、お配りをしております資料５をお願いします。

本事業は、今年度から創設した補助金制度でして、令和４年度までの２年間で補助対象年度としております。はじめに、事業の概要について改めまして簡単にご説明させていただきます。本事業は、観光振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、町内における創業又は新規事業所の開設に係る経費の一部を支援するもので、斑鳩町内において、創業等を行おうとする個人又は法人を補助対象者としております。また、法隆寺周辺地区特別用途地区の区域内につきましては、重点創業促進事業として、創業を重点的に促進し、引き続き、まちあるき観光を推進するため、従前の制度と同じく資料にお示ししております。補助対象経費は、事業所の新設に伴う改修等に係る費用のほか、設備及び備品購入費、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じるための機器・備品等の導入に要する経費、事業所に係る事業開始後１２ヶ月分賃借料としております。裏面をお願いします。

次に、補助額の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、補助金の上限は、法隆寺周辺地区特別用途地区における重点創業促進事業は２１０万円、その他、町内全域に係るものは６０万円としております。なお、賃貸料につきましては、それぞれ、別途上限を設けております。

次に、令和４年度の申請期間・募集件数等についてでございます。申請期間は、令和４年５月２日月曜日から５月３１日火曜日まで、予算額は、前年度と同額の重点創業促進事業が２１０万円、その他につきましては１２０万円としております。募集件数は、重点創業促進事業が１件、その他につきましては２件としております。続いて、申請件数が募集件数を上回った場合の対応につい

てでございます。今年度につきましては、公開抽選により補助対象者を決定することとし、但し、当該区分ごとに申請件数が募集件数以下であった場合は、抽選は行わず、補助対象者として決定しておりました。令和4年度につきましては、これまでいただいたご意見等も踏まえまして、資料のとおり評価基準と優先順位を定め、補助対象者を決定してまいりたいと考えております。

はじめに「(1) 評価基準」でございます。ひとつとして、ア) 町内在住者であること、また、法人の場合は、本社が町内にあること、または代表者が町内在住者であることを評価基準として定め、優先してまいりたいと考えております。なお、町外在住者が本補助金の交付を受け、開業する日までに、町内に在住している場合を含むものとしてまいりたいと考えております。二つとして、イ) 法隆寺周辺地区特別用途地区において、用途の建築物の制限の緩和を定めている店舗や飲食店等の施設、表面の3つ目の丸に示す業種となりますが、法隆寺周辺地区特別用途地区以外においても、これらの施設の創業を優先してまいりたいと考えております。次に、(2) 優先順位であります。ただいまの2つの優先基準を元に、第1位順位として、ア及びイを満足していること、第2順位として、アを満足していること、第3順位として、イを満足していること。それ以降は、ア及びイを共に満足していないこととし、この優先順位の上から順に、対象者を決定してまいりたいと考えております。

なお、同じ優先順位の方が複数おり、補助対象者が決定しなかった場合は、公開抽選により補助対象者を決定することとし、また、当該重点創業事業とその他事業の区分ごとに、申請総額が予算額の範囲内であった場合は、再募集を行うなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項、令和4年度斑鳩町創業支援事業補助金交付事業についてのご報告とさせていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員

中川委員

「町外在住者が本補助金の交付を受け、開業しているまでに町内に在住して



いる場合も含む」というのは、具体的にどんなことやろ。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 町外の方が町内の店舗を設けられて、創業されて、町内に転入をしてこられる予定だという方を対象にしていったらどうかということを考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 こういうふうに見直しをしてくれたというのは評価できるものですが、募集の仕方については今年度と同様の形で、確か予算の額も、今年度と一緒にやったと思うんですけれども、これ、予算の時に聞かないといけなかったことですが、今年度、募集を超えて応募があって、できる限り、使えるものなら使ってもらえたらと思うんですけれども、予算額は上限決まっていたので、それは来年度ということになると思うんですけれども、今年度、予算オーバーして申込があったものに対して、来年度、予算額を増やそうという議論はしなかったんですか。

委員長 本庄都市創生課長。

都市創生課長 当該事業に関しましては、単独事業でもございますので、昨年度と同額で計上をさせていただいたところでございます。

木澤委員 まあまあ、そのために優先順位を作っていたんでしょうけれども、また、来年度も実施する中で、応募が超えた場合ですね、やっぱりできるだけ、オープンしてほしいなあと思いますので、また、次の年どうするのか、検討していただきたいと思います。

委員長 次に、(3) 水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。  
猪川上下水道課長。

上下水道  
課長

水道事業の県域一体化について、ご報告させていただきます。令和4年2月17日に奈良県コンベンションセンターにおきまして、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の第2回の会議が開催され、県域一体化後の給水原価・供給単価の試算結果や一体化に向けました方向性の検討状況が報告されました。

資料6をご覧ください。初めに、資料1ページでございます。県域一体化の概要について、第1回協議会で示された奈良県の目指す県域水道一体化の内容と変わりはありませんが、改めて説明がありました。

次に、1. 一体化後の給水原価・供給単価の試算結果であります。令和7年度から36年度の30年間について覚書を締結した29団体の事業統合した場合と単独経営を続けた場合のそれぞれについて、それぞれ試算されたものです。資料の3ページ、上段の表にありますように、経年施設の整備費用として5,078億円、一体化後の新たな施設整備費用として115億円、合計で5,193億円の費用に対し、浄水場の統廃合や送配水施設の最適化により375億円、国交付金で292億円、県繰入れ金で146億円、合計で813億円の新たな財源を確保され、全体での建設改良費用としては4,380億円になるとの試算をされたところであります。その結果、下段の左側の折れ線グラフですが、黒線の単独経営を維持した場合に比べまして、赤線の一体化後の給水原価と供給単価につきましても、いずれも低くなるとの結果がでております。

次の4ページ、赤色の令和7年度と青色の令和36年度における給水原価と供給単価の市町村ごとの状況が示されております。縦棒は、市町村ごとに単独経営を継続した場合の現時点と、赤色が令和7年度、青色が令和36年度の比較したもので、横棒は、事業統合した場合の赤色が令和7年度と青色が令和36年度となっており、当町につきましても給水原価、供給単価とも、一体化による事業統合した場合のほうが、抑制効果が表れているところであります。

5ページは、斑鳩町の場合ですが、県によるシミュレーションでは、単独経営を維持するよりも、県域一体化による事業統合を行うほうが、現状よりも給水原価および供給単価が引き下げられることになるという結果を得ております。次に6ページ、2. 一体化に向けた方向性の検討状況でございます。令和

3年度におきまして、これまで施設整備や財政運営などの各専門部会で協議検討が進められてきましたが、その現段階での状況の報告であります。

7ページをお願いします。ひとつ目に、施設整備の方向性（案）では、水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保しつつ、経年度合いや耐震性等を踏まえて計画的に段階的な統廃合を行い、統合時に16ある浄水場を最終的には7つに集約することとされています。また、系統間の相互の水融通や予備能力の保持等を図り、施設の統廃合を実施したあとでも、地震等災害や事故の発生時に対応できるバックアップ機能を確保することとされています。計画的な整備によるコスト縮減と国交付金の有効活用により、投資は規模を抑制しつつ、最大限の効果が得られるよう進め、県域全体での施設の最適化、強靱化を図っていくこととされています。

次に、10ページをお願いします。財政運営ルールの方向性（案）として、初めに水道料金では、水道料金の水準・体系は統合時に統一することを基本とし、健全な企業団経営が持続できるよう、適正な料金水準を設定し、計画的な施設整備によるコスト縮減と国の交付金の有効活用により、単独経営の場合よりも将来の料金上昇を抑制することとし、5年間の総括原価方式をもって算定するものとされています。また、特例として、水道料金に関し統合効果がみられない市町村については、経過措置として、一定期間、異なる水準・体系を設定することとされています。

次に、11ページをお願いします。各団体（一般会計）からの繰入れについてであります。水道事業は地方公営企業法に基づく独立採算制を原則としていますが、各団体では地方公営企業繰出し基準等に基づき繰入れされているため、繰出し基準の繰出し対象とされる経費のうち、一般行政の責任により負担すべき経費や特定地域の事情により生じている経費などは繰入れしてもらうこととされています。また、市町村の管路更新等に要する費用は企業団の負担となり、繰出し基準による一般会計からの繰出しはありません。

次に、12ページをお願いします。加入金・工事負担金・手数料等であります。給水世帯や給水装置事業者等から徴収する加入金、工事負担金、手数料は、統合時に統一することとし、それぞれ徴収する趣旨に沿った適正な水準を設定することとされています。

次に、13ページをお願いします。資産等の引継ぎであります。水道事業により生み出された資産、負債、資本については、一体化のメリットを最大限に発揮し、全体の最適化を図るため、企業団にすべて引き継ぐものとなっておりますが、現金、積立金等の内部留保資金を除く資産のうち、水道事業の用に供していない施設及び土地といった固定資産のうち、公共の用に既に使用しているものは企業団に引き継がないこととされています。また、水質検査センター組合が所有する資産のうち一体化参加以外の団体に係る資産の取扱いについては、基本協定締結までに方針を定めるものとされています。

続きまして、15ページをお願いします。業務及びシステムの標準化、共同化、統一化の方向性（案）についてであります。

利用者への水道提供サービスの向上とともに、業務効率の向上を図るため、水道事業に係る業務及びシステムの標準化、共同化、統一化を進めることとされ、特にシステム構築等に時間を要します水道料金システムにつきましては、令和4年度から作業が進められる予定とされています。

次に、16ページをお願いします。企業団の組織体系・職員の方向性（案）についてであります。組織では、企業団本部、広域水道センター、水質管理センター、浄水場及び事務所を配置し、事務所は企業団設立当初は関係団体の事務所とし、業務の標準化やシステムの統一化等を図りながら、令和16年度までに6つのエリア程度での集約化を目指すこととされています。また職員は企業団設立後の当分の間は、構成団体からの派遣を基本として運営することとされています。次に、17ページをお願いします。他事業の取扱いの方向性

（案）であります。下水道事業につきましては、その業務のうち、引き続き企業団が行うことが適当であるものについては、各団体の個別事情に応じて引き続き検討協議されることとなっております。次に、19ページをお願いします。先ほど説明を申しあげました各分野の検討事項を踏まえ、基本計画の骨子案の概要版が示されているところであります。先ほどの内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、21ページをお願いします。今後のスケジュール（案）でございます。令和3年度から令和4年度にかけて統合のための検討、調整が進められ、令和4年11月ごろには基本計画（案）、基本協定（案）が示され、令和

5年2月頃に基本協定の締結し、令和6年度の企業団の設立、令和7年度からは企業団による事業開始を目指して進めていく予定であることについて説明があったところであります。

以上、簡単ではありますが、水道事業の県域一体化についてのご報告とさせていただきます

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 まず、最初に21ページのスケジュールのところですけども、これ各自治体で議決が必要になるのが、令和4年度末ということになっているんですけども、そういうことでよいでしょうか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 今、企業団設立のための協議会が設置されておりますけれども、令和4年度末の時点で、いわゆる法定協議会のほうに移行するというところで、議会の議決が必要ということでもあります。

木澤委員 要はそこで議決したら、参加しますということになるんですね。

上下水道課長 そういう形です。

木澤委員 議会の議決と首長の調印とがあると思うんですけども、以前なんかのスケジュールで、議会の議決よりも、首長の調印のほうが先になっていたような記憶があるんですけど、この県下水道一体化のスケジュールのなかではどういふふうになっているんですかね、先に首長が調印してしまったら、議会の議決の重みっていうんですか、それがなくなってしまうような気がするんですけども、それはスケジュール的にはどうなんでしょう。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 ご質問にございます首長の調印というものが、どういう調印のものかか、こ  
ちら理解しかねますので、その調印も含めたスケジュール的なものは、今後、  
確認をさせていただきたいと思います。

木澤委員 やっぱり、その議会の議決があつてとなろうかと思ひますので、まずそれは  
確認をお願いしておきます。それと、2ページのところですが、覚書締  
結29団体ということですが、これ県下市町村はこの段階ではすべて覚  
書をかかわしているという認識でよろしいのでしょうか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道  
課長 昨年の1月に覚書を締結されたのは、大和郡山市さんを除きまして関係する  
団体はすべてされておるといふところでございます。

木澤委員 そうしたら、大和郡山市さんは最初から入りませんよとおっしゃっているん  
ですよ。

上下水道  
課長 今、現段階では全市町村につきまして、そういう統合する方向に向けて検討  
をすすめているという段階で、すべての市町村につきまして、まだ参加するし  
ないという判断はまだどこもされておられません。ですので、郡山市さんがどう  
なるのかというのは、まだ不透明なところではあります。はっきりわからない  
ところでもあります。

木澤委員 これ、さきほどの説明だと覚書を締結した団体でのシミュレーションだとい  
うことなので、大和郡山市は入っていないということですね。

上下水道  
課 資料を見ていただきますと、大和郡山市さんにつきましては抜けております  
ので、入っておらないところでございます。

木澤委員 示していただいている数値の根拠なんかもわからないんですけども、さきほど、統合すれば管路の更新もこっちの事業で全部やっているから町の持ち出しはないですとおっしゃっておいりましたけれども、例えば石綿管の更新工事なんかは、斑鳩町かなりよそと比べても頑張ってきているなと思うんです。よそ残っているところが例えばいっぱいあったとして、統合してから管路更新とかやっていくとなると、要はそっちに経費がかかってきて、斑鳩町今まで頑張ってきたの何やってんとなりかねへんかなと思うんですけども、各自治体の管路更新の現状の資料は県のほうから示されたりしてるんでしょうか。

上下水道課長 更新のすべての状況というのは、まだ県から示されてはおりませんが、統合後につきましても、今、各市町村の進めております事業の整備計画ですね、それぞれがもっております更新計画とかを、それを引き継いでやっていけるような形での統合という形で整理が進められているところですので、統合したから斑鳩町の分の更新の今考えている部分がなくなっていくとかという形ではなく、引き続き更新を、各市町村が持っている計画を統合後も引き続きできる形での、今、検討というのは進められているところではあります。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 補足させていただきますと、簡潔に申しあげますと、各水道事業を経営戦略を策定させていただいております、当然、本町においても経営戦略のなかで、更新事業は財政推計でこれくらいの規模の建設費が必要やということで、それぞれの各市町村、協議会に参加している市町村から収集しまして、必要なお金を計上して、この財政シミュレーションが作られておりますので、各市町村から出した、建設費に関しては、当然、確保されていると、するということで現在は聞いているところでございます。

木澤委員 確保されているかどうかじゃなくて、県のほうにそれぞれの市町村の管路の更新の状況ですね、どれぐらい残っていて、またそれを資料として求めて欲しい

いんですけれども。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課 今、委員おっしゃっている内容につきまして、事務局のほうに確認させていただきたいと思います。

委員長 斎藤委員。

斎藤委員 4ページのところで、給水原価、供給単価、現状よりも、統合後、事業を統合すると、金額が下がっているんですけれども、これは、統合したら水道料金が下がるということでしょうか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 今、委員がおっしゃっておられるように、供給する単価、作る単価と売る単価がそれぞれ下がりますので、お客様から集める料金っていうのは必然的に下がってくるという形にはなります。

委員長 よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(4)公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。猪川上下水道課長。

上下水道課長 公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。  
資料7をご覧ください。最初に令和3年度の公共下水道工事の状況についてでございます。令和3年度には、図中で記しております9か所の路線で面整備等の工事を実施いたしました。



まず、令和3年度の単年度工事では、赤色路線の9工区－4工事のほか、青色の6工区－7、濃い青色の6工区－4、緑色の10工区－2、濃い茶色の18工区－2、明るい青色の21工区－5につきましては、年度内に予定どおり完了する予定をしております。次に、図中黄色路線21工区－4工事、及び紫色路線16工区－2工事の2路線は、令和3年度と令和4年度の2か年継続工事としてとりくんでおります。これによりまして、令和3年度の整備延長は約2.4km 整備面積は5.6ヘクタールとなっております。

なお、10工区－3工事につきましては、令和4年度に繰り越して実施する予定でありまして、これに伴いまして上水道の随伴工事につきましても併せて繰越すことといたしております。

続きまして、資料の2枚目、公共下水道接続申請状況です。令和3年2月末の状況ですが、本年度に入り180件の申請を受け付け、申請総数が4,653件となっております。接続率は74.6%でございます。次に、融資あっせん利用総数は1件の申請を受け付け61件です。浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は2件の申請を受け付け、総数は55件となっております。

続きまして、資料の3枚目をお願いします。公共下水道事業計画図でございます。青色破線で囲んでいる区域が下水道予定処理区域386ヘクタールでございます。そのうち、水色で着色している供用開始区域及び、本年度工事が完了した区域として264ヘクタールでございます。また、令和4年度に予定している下水道工事路線を赤色で着色いたしております。それが、整備延長約3.5km、整備面積約7ヘクタールの予定でございます。

以上、下水道事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。  
本庄都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、都市創生課から1点、松山市との観光・文化交流都市協定の締結についてご報告させていただきます。平成28年2月20日に、愛媛県松山市と斑鳩町におきまして、平成29年の正岡子規生誕150年と令和3年の聖徳太子1400年御遠忌に向けて、双方の連携により全国的な展開とそれぞれの地域の活性化に資するとりくみを行うため、観光・文化交流都市協定を締結しております。これまで、町内3箇所に配置しております俳句ポストによる文化交流、それぞれの物産イベントへの参加による物産交流などを行ってまいりました。つきましては、令和4年3月31日をもって、協定期間が満了しますことから、新たに、共同プロモーションや共同事業の展開、さらには、観光資源や特産品のPR・販路拡大までの出口戦略などを推進するべく、本協定を継続するよう考えております。協定期間としましては、聖徳太子生誕1450年の年度にあたる令和4年4月1日から、正岡子規生誕160年の年度にあたる令和10年3月31日の6年間を予定しております。

本協定の締結にあたりまして、平成29年12月に開業した、飛鳥時代の建築様式を取り入れた道後温泉別館・飛鳥乃湯泉にて、締結式を執り行うこととしております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンラインでの締結式など、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上、観光・文化交流都市協定の締結についてのご報告とします。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありましたらお受けいたします。

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

( 午前11時08分 閉会 )